

『科目等履修生』志願者への説明書（2024年度用）

《広島修道大学大学院 商学研究科》 2023. 12

1. 出 願 資 格

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第83条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院が所定の単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院が大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の履修資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達したもの（別途資格審査要項を参照のこと）

2. 出 願 期 限

- (1) 通年科目、前期科目及び前期集中科目の場合は、履修前年度の2月末日。
ただし、外国に居住する者は、履修前年度の12月末日とする。
- (2) 後期科目及び後期集中科目の場合は、履修年度の6月末日。
なお、外国に居住する者も同様に、履修年度の6月末日とする。

3. 出 願 書 類

- ①科目等履修志願書（所定箇所に写真貼付のこと） 1部（本学所定の様式）
- ②履歴書 1部（本学所定の様式）
- ③科目等履修生志願事由書 1部（本学所定の様式）
- ④科目等履修生科目担当者履修確認書 1部（本学所定の様式）
- ⑤最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 1部（原本）
- ⑥最終出身学校の成績証明書又はこれにかわるもの 1部（原本）
- ⑦写真（縦4cm×横3cm） 2枚（①の願書貼付分を除く）
- ⑧氏名変更の事実のわかる公的書類（「戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」など）
（⑤⑥に記載の氏名が現在の氏名と異なる場合のみ） ... 1部（原本）
- ⑨その他商学研究科委員会において必要とした書類

【以下の書類は外国人の志願者のみ提出】

- ⑩日本語能力試験N1（日本語能力試験1級を含む。）又は日本留学試験のうちの日本語の成績通知書…1部
- *⑨の必要書類の提出については、各研究科においてその取り扱いが異なるので、他の研究科の授業科目の履修を希望する者は、各研究科の窓口で確認をすること。
- *身体に障がいのある人で受講方法について要望がある場合、出願に先立ち教学センターにお問い合わせください。
- *今回届け出される個人情報、『科目等履修生』選考、履修許可後の履修手続き及び教育上必要な範囲で使用し、それ以外の目的には一切使用いたしません。

4. 出願書類に関する注意事項

- (1) 前記3の①②③④の出願書類における記入上の注意（共通事項）
志願者本人が、日本語又は英語により自筆で作成してください。
- (2) 前記3の⑤⑥の出願書類における添付書類（共通事項）
これらの出願書類が、日本語又は英語以外で作成されている場合には、同書類に日本語又は英語による訳文を添付してください。
- (3) 前記3の出願書類のうち、前年度に科目等履修生であって引き続き履修志願生となる場合で、記載事項に変更のない場合は⑤⑥⑧の出願書類については除いてもかまいません。
- (4) 前期履修者が引き続き後期に志願する場合は、①～④の書類のみ提出してください。
- (5) 科目等履修生志願事由書の記入上の注意
 - ①希望する授業科目ごとに事由書を作成してください。
 - ②希望する授業科目が複数の研究科にわたる場合は、当該研究科名全てを記入してください。

5. 履 修 の 制 限

- (1) 科目等履修においては、研究指導、及び課題研究の授業科目を履修することはできません。
- (2) 科目等履修生においては、すでに修得した授業科目を履修することはできません。
- (3) 科目等履修生においては、1年間に12単位を超えて履修することはできません。

6. 選 考 手 続 等

- (1) 出願に際し、指導教員の承認が条件となります。
- (2) 出願書類に基づき、書類選考を行います。
- (3) 合格者には「科目等履修許可通知書」を郵送します。なお外国人の合格者には、「受入許可書」を送付します。
- (4) 不合格者には、その旨文書で通知します。

7. 履 修 手 続

合格者は、各学期の初めの所定期間内に、所定の履修届により履修科目を教学センターに登録し、その後履修確認をしてください。なお、履修届未提出の場合は受入を取り消します。

8. 単 位 認 定

各授業科目に対する単位の認定を行います。その結果は、所定期間内に本人に通知します。なお、本人の申し出により証明書（有料）を発行します。

9. 費 用

- (1) 科目等履修料は、1単位につき、17,000円（履修許可時納入）とし、所定の期間に納入しない場合は、科目等履修許可を取り消します。
- (2) 科目等履修料のほか、履修科目により、実験実習料等が必要となります。

10. 出願書類請求先、書類提出先及び問い合わせ先

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1丁目1番1号 広島修道大学 教学センター	
商学研究科	電話（082）830-1121
人文科学研究科	電話（082）830-1122
法学研究科	電話（082）830-1123
経済科学研究科	電話（082）830-1304

※ 出願書類の提出は、持参又は郵送してください。

以 上

『科目等履修生』志願者への説明書(2024年度用)

《広島修道大学大学院 人文科学研究科》2023.12 作成

1. 履 修 資 格

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第 83 条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認める者
- (9) 学校教育法第 102 条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院が、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (10) 本大学院において、個別の履修資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達したもの

2. 出 願 期 限

- (1) 通年科目、前期科目及び前期集中科目の場合は、履修前年度の2月末事務取扱日とします。
ただし、外国に居住する者は、履修前年度の12月末事務取扱日とします。
- (2) 後期科目及び後期集中科目の場合は、履修年度の6月末事務取扱日とします。
なお、外国に居住する者も同様に、履修年度の6月末事務取扱日とします。

3. 出 願 書 類

- | | |
|-----------------------------|--------------------|
| ① 科目等履修生 願書(所定箇所に写真貼付のこと) | 1部 (本学所定の様式) |
| ② 履 歴 書 | 1部 (本学所定の様式) |
| ③ 科目等履修生志願事由書 | 1部 (本学所定の様式) |
| ④ 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 | 1部(原本ただし、継続申込者は不要) |
| ⑤ 最終出身学校の成績証明書又はこれにかわるもの | 1部(原本ただし、継続申込者は不要) |
| ⑥ 写真(縦4cm×横3cm) | 3枚(①と合わせて) |
| ⑦ その他人文科学研究科委員会において必要と認める書類 | |

【以下の書類は外国人の志願者のみ提出】

- ⑧ 日本語能力試験一級の成績通知書(日本留学試験のうちの日本語の成績通知書)
又は大学で日本語を専攻したことを証明する書類 1部
- ※ ⑧の必要書類の提出については、各研究科においてその取り扱いが異なるので、他の研究科の授業科目の履修を希望する者は、各研究科の窓口で確認すること。
- ※ 出願書類に記載される個人情報につきましては、本選考の目的以外に使用することはありません。

4. 出願書類に関する注意事項

- (1) 前記3の①②③の出願書類における記入上の注意(共通事項)
志願者本人が、日本語又は英語により自書で作成して下さい。ただし、自書が困難な者については、本人の申し出によってこれを面接にかえることができます。
- (2) 前記3の④⑤の出願書類における添付書類(共通事項)
これらの出願書類が、日本語及び英語以外で作成されている場合には、同書類に日本語又は英語による訳文を添付して下さい。
- (3) 科目等履修生志願事由書の記入上の注意
 - ① 希望する授業科目ごとに事由を記入して下さい。
 - ② 希望する授業科目が複数の研究科にわたる場合は、当該研究科名全てを記入して下さい。
- (4) 出願書類提出前の注意
希望する授業科目の担当教員に事前に相談をした上で出願書類を提出してください。

5. 履 修 の 制 限

- (1) 科目等履修においては、研究指導、課題研究、実験研究、調査実習、臨床心理士関連科目及び公認心理師関連科目の授業科目を履修することはできません。
- (2) 科目等履修においては、すでに修得した授業科目を履修することはできません。
- (3) 科目等履修においては、1年間に12単位を超えて履修することはできません。

6. 選考手続等

- (1) 出願書類に基づき、学力、人物及び健康状態について書類選考を行います。ただし、学力については、科目等履修希望の当該授業科目の担当教員が、面接又は書類審査の方法によりその学力を判定いたします。
- (2) 合格者には「科目等履修許可通知書」を郵送します。
- (3) 外国人の合格者には、入国手続きの関係から「受入許可書」及び入国手続きに関する案内を送付します。
- (4) 不合格者には、その旨文書で通知します。

7. 履 修 手 続

合格者は、各学期の初めの所定期間内に、所定の履修届により履修科目を教学センターに登録し、その後履修確認をして下さい。なお、履修届未提出の場合は受入を取り消します。

8. 単 位 認 定

各授業科目に対する単位の認定を行います。その結果は、所定期間内に本人に通知します。なお、本人の申し出により証明書(有料)を発行します。

9. 費 用

- (1) 科目等履修料は、1単位につき、17,000円(履修許可時納入)とし、所定の期間に納入しない場合は、科目等履修許可を取り消します。
- (2) 科目等履修料のほか、履修科目により、実験実習費、使用登録料等が必要となります。

10. 出願書類請求先、書類提出先及び問い合わせ先

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1丁目1番1号 広島修道大学 教学センター		
商学研究科	電話(082)830-1121	
人文科学研究科	電話(082)830-1122	
法学研究科	電話(082)830-1123	
経済科学研究科	電話(082)830-1304	

※ 出願書類の提出は、持参又は郵送してください。

以 上

大学院『科目等履修生』志願者への説明書（2024年度用）

《広島修道大学大学院 法学研究科》

2023.12 作成

1. 履修資格

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第83条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者の履修を認める大学院が、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の履修資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達したもの

2. 履修申込期限

- (1) 前期科目及び前期集中科目の場合は、2024年2月29日（木）（必着）です。
ただし、外国に居住する者は、2023年12月27日（水）（消印有効）とします。
- (2) 後期科目及び後期集中科目の場合は、2024年6月28日（金）（必着）です。
なお、外国に居住する者も同様に、2024年6月28日（金）（必着）です。

※提出書類は、持参又は郵送により提出してください。外国からの送付にあたっては、航空便を使用してください。

3. 提出書類

- | | | |
|---|-------|--------------|
| ① 科目等履修生願書（所定の箇所に写真貼付のこと） | ----- | 1部（本学所定の様式） |
| ② 履歴書 | ----- | 1部（本学所定の様式） |
| ③ 科目等履修生志願事由書 | ----- | 1部（本学所定の様式） |
| ④ 最終出身学校の卒業証明書、学位取得証明書又は修了証明書（ <small>（仮）</small> ） | ----- | 1部（原本） |
| ⑤ 最終出身学校の成績証明書又はこれに代わるもの（ <small>（仮）</small> ） | ----- | 1部（原本） |
| ⑥ 写真（縦4cm×横3cm） | ----- | 2枚 |
| | | （①の願書貼付分を除く） |
| ⑦ 氏名変更の事実のわかる公的書類（「戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」など） | | |
| （④、⑤に記載の氏名が現在の氏名と異なる場合のみ） | ----- | 1部（原本） |

※科目等履修生又は科目等履修生であった者の履修申込については、本研究科委員会において特に必要があると認める場合を除き、上記④、⑤の書類の提出を免除します。

※今回届け出される個人情報、大学院『科目等履修生』選考以外の目的には一切使用いたしません。

4. 提出にあたっての注意事項

- (1) 前記3の①、②、③の提出書類は、志願者本人が日本語又は英語によって自書により作成してください。
- (2) 前記3の④、⑤の提出書類が、日本語又は英語以外で作成されている場合には、同書類に日本語又は英語による訳文を添付してください。
- (3) 前記③の提出書類のうち、前年度に科目等履修生であって引き続き履修志願生となる場合で、記載事項に変更のない場合は、④、⑤、⑦の出願書類については除いても構いません。
- (4) 前期履修者が引き続き後期に志願する場合は、①～③の書類のみ提出してください。
- (5) 科目等履修生志願事由書の記入にあたっては、希望する授業科目ごとに事由書を作成してください。

5. 履修の制限

- (1) 科目等履修生が履修できる授業科目は別紙一覧のとおりです。この一覧に記載されていない授業科目を履修することはできません。
- (2) 授業科目のうち演習を履修する場合は、指定する授業科目を同時に履修しなければなりません。ただし、指定された授業科目の単位をすでに修得している場合は、演習のみの履修を許可することがあります。なお、演習の履修は、各学期4単位を上限とします。
- (3) すでに単位を修得した授業科目を履修することはできません。
- (4) 1年間に10単位を超えて履修することはできません。
- (5) 同一科目を繰り返し履修しながら単位修得できない場合、その科目の履修を認めないことがあります。

6. 選考手続等

- (1) 提出書類に基づき、履修資格、学力及び履修申込科目について書類選考を行います。
なお、選考にあたって、前記3に記載された書類以外の必要書類を提出していただくことや、面接をすることがあります。
- (2) 科目等履修が許可された者には、「科目等履修許可通知書」を送付します。
- (3) 外国に居住する者には、「科目等履修許可通知書」とは別に、「科目等履修生受入許可書」を送付します。
- (4) 科目等履修が許可されなかった者には、その旨文書で通知します。

7. 履修手続

科目等履修が許可された者は、各学期初めの所定期間内に、所定の履修届により履修科目を登録し、その後、所定期間内に履修確認をしてください。なお、履修届未提出の場合は科目等履修許可を取り消します。

8. 単位認定

各授業科目に対する単位の認定は、シラバス記載の成績評価方法により行います。その結果は、所定期間内に本人に通知します。なお、本人が希望する場合、成績証明書（有料）を発行します。

9. 費用

- (1) 科目等履修料は、1単位につき、17,000円です。
- (2) 科目等履修許可の通知後、所定期間内に納入してください。期間内に納入されない場合は、科目等履修許可を取り消します。

10. 提出書類請求先、書類提出及び問い合わせ先

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1丁目1-1

広島修道大学 教学センター 教務第3課（法学研究科）

電話 (082)830-1123

以上

『科目等履修生』志願者への説明書
《広島修道大学大学院 経済科学研究科》 2023. 12

1. 出 願 資 格

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 文部科学大臣の定めるところにより、学校教育法第83条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、本大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院が、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本大学院において、個別の履修資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達したもの（別途資格審査要項を参照のこと）

2. 出 願 期 限

- (1) 通年科目、前期科目及び前期集中科目の場合は、履修前年度の2月末日。
ただし、外国に居住する者は、履修前年度の12月末日とする。
- (2) 後期科目及び後期集中科目の場合は、履修年度の6月末日。
なお、外国に居住する者も同様に、履修年度の6月末日とする。

3. 出 願 書 類

- ①科目等履修志願書（所定箇所に写真貼付のこと） 1部（本学所定の様式）
- ②履歴書 1部（本学所定の様式）
- ③科目等履修生志願事由書 1部（本学所定の様式）
- ④最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書 1部（原本）
- ⑤最終出身学校の成績証明書又はこれにかわるもの 1部（原本）
- ⑥写真（縦4cm×横3cm） 2枚（①の願書貼付分を除く）
- ⑦氏名変更の事実のわかる公的書類（「戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」など）
（④⑤に記載の氏名が現在の氏名と異なる場合のみ） 1部（原本）
- ⑧その他経済科学研究科委員会において必要とした書類

【 以下の書類は外国人の志願者のみ提出 】

- ⑨日本語能力試験N1（日本語能力試験1級を含む。）又は、日本留学試験のうちの日本語の成績通知書 1部

* 出願書類については、各研究科においてその取り扱いが異なるので、他の研究科の授業科目の履修を希望する者は、各研究科の窓口で確認をすること。

※今回提出される書類の個人情報は「科目等履修生選考」の目的以外には使用しませんのでご承知おきください。

4. 出願書類に関する注意事項

- (1) 前記3の①②③の出願書類における記入上の注意（共通事項）
志願者本人が、日本語又は英語により自筆で作成して下さい。
- (2) 前記3の④⑤の出願書類における添付書類（共通事項）
これらの出願書類が、日本語又は英語以外で作成されている場合には、同書類に日本語又は英語による訳文を添付して下さい。
- (3) 前記3の出願書類のうち、前年度に科目等履修生であって引き続き履修志願生となる場合で、記載事項に変更のない場合は④⑤の出願書類については除いてもかまいません。
- (4) 科目等履修生志願事由書の記入上の注意
①希望する授業科目ごとに事由書を作成してください。
②教員免許状取得を目的として志願する場合は、1枚の事由書に当該授業科目名及び当該研究科名をすべて記入してください。

5. 履 修 の 制 限

- (1) 科目等履修においては、研究指導、課題研究及び実務研究（インターンシップ）の授業科目を履修することはできません。
- (2) 科目等履修生においては、すでに修得した授業科目を履修することはできません。
- (3) 科目等履修生においては、1年間に12単位を超えて履修することはできません。

6. 選 考 手 続 等

- (1) 出願書類に基づき、書類選考を行います。
- (2) 合格者には「科目等履修許可通知書」を郵送します。なお外国人の合格者には、「受入許可書」を送付します。
- (3) 不合格者には、その旨文書で通知します。

7. 履 修 手 続

合格者は、各学期の初めの所定期間内に、所定の履修届により履修科目を教学センターに登録し、その後履修確認をしてください。なお、履修届未提出の場合は受入を取り消します。

8. 単 位 認 定

各授業科目に対する単位の認定を行います。その結果は、所定期間内に本人に通知します。なお、本人の申し出により証明書（有料）を発行します。

9. 費 用

- (1) 科目等履修料は、1単位につき、17,000円（履修許可時納入）とし、所定の期間に納入しない場合は、科目等履修許可を取り消します。
- (2) 科目等履修料のほか、履修科目により、実験実習費等が必要となります。

10. 出願書類請求先、書類提出先及び問い合わせ先

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1丁目1番1号 広島修道大学 教学センター		
商学研究科関係	電話	(082) 830-1121
人文科学研究科関係	電話	(082) 830-1122
法学研究科関係	電話	(082) 830-1123
経済科学研究科関係	電話	(082) 830-1304

※ 出願書類の提出は、持参又は郵送してください。

以 上